

# 産別・業種別団体の動向

被災した市民や仲間を助けたい

自治労

「屋内退避命令が出された段階です  
でに被爆・汚染地域との認識なのか、  
支援助物資がまったく届かず、国や県か  
ら見捨てられているような状況。自衛  
隊や協力の警察・消防も引き上げてい  
る模様で、遺体収容作業もストップし  
ています。しかし残された市民は未だ  
多く、市の職員たちは関係団体や協力  
者とともに懸命に頑張っています」

四月二日に会見した自治労の徳永秀  
昭委員長は、去る三月一六日に、自治  
労南相馬市職員労組から送られた一通  
のファクスを読み上げたうえで、「地  
震、津波、原発問題により、自治体の  
機能が喪失される異例の事態となるな  
か、被災地の自治体職員・組合員は、

家族や家財が流され自ら深い痛手を受  
けながらも、住民の生活を守ろうと昼  
夜を問わず、仮眠も儘ならず全力で対  
応している。だが、身体に不調を訴え  
るケースや、過労が祟り救急車で運ば  
れたケースも出始めており、肉体的・  
精神的に極限状態に追い込まれている。  
助けを求めている仲間の業務を出来る  
限り支援したい」と強調した。

全国の地方自治体職員や公共民間労  
働者などで構成する自治労（八二万七  
〇〇〇人）の、青森から千葉までの沿

岸部に隣接する加盟組織は七七単組・  
三万九七一人にのぼる。今般の東日  
本大震災では、少なくとも岩手、宮城、  
福島、三重で、現時点で組合員三三人  
の死亡が判明、九一人が行方不明にな  
るなど深刻な被害を受けた。

こうしたなか、自治労は震災翌日の  
対策本部設置を皮切りに、災害特別カ  
ンパの呼び掛け、現地状況調査やニ  
ーズ等のヒアリング、西日本県本部か  
らの緊急物資の提供といった多面的な  
支援を実施。また、青年部を中心に、  
連合の復興ボランティアにも積極的に  
参加（総計九二四人を自治労連組織域  
の釜石市、大船渡市、陸前高田市を含  
めて派遣）してきた。

## 総務省要請で三・二二通達引き出す

三月一六日には鈴木副大臣と面会し、  
総務省に対して、①広域的な調整機能  
を発揮し、救援・復興支援に必要な態  
勢を構築すること②被災者の救援・安  
全確保と被災地復旧のために、格段の  
財政措置を講じること③被災地の救  
援・復旧作業を実施するため、自治体  
からの人的派遣を支援するとともに、  
派遣元自治体への財政的援助に格段の  
措置を講じること——などを要請した。  
これを受けた形で総務省は三月二二

日、各都道府県・指定都市宛に、自治  
体職員の被災地への短期派遣に係る支  
援・協力を求める通知を发出。「職務  
命令による派遣の扱い（公務出張）と  
することが適当」被災地域への応援に  
要する経費については特別交付税措置  
を講じる」などとする考え方を示した。

## 二四〇〇人の組合員を動員

そうした動向を踏まえ、自治労はさ  
らに四月二日、各県本部代表者を緊急  
招集して会議を開き、「自治労復興支援  
活動計画」を決定した。徳永委員長が  
達増・岩手県知事（四日）、村井・宮

城県知事（六日）、佐藤・福島県知事（七  
日）を訪問し、義援金各一億円を手交  
する（ほか石巻市、飯館村、南相馬市、  
新地町など各地を激励訪問も）方針の  
ほか、四月一〇日～六月五日の当面約  
八週間を一つの区切りに組合員を動員  
し、より本格的な人的復興支援活動を  
実施する方針などを決めた。

具体的には、一チーム五人を基本単  
位に、三県十茨城を除く四三都道府県  
本部で、一回当たり五五チーム（二七  
五人）を編成。避難所の運営や物資の  
仕分け、義援金の交付事務や罹災証明  
の発行事務、倒壊家屋調査といった行  
政業務の支援に向け、「土曜現地入り/  
日曜引き継ぎ・業務開始/翌・日曜に  
引き継ぎ帰郷」という、八泊九日の活  
動サイクルでチーム派遣を繰り返して、  
総計二四〇〇人・日数換算で延べ一万  
五四〇〇人の組合員を動員する計画だ。

四月一〇日、全国から駆けつけた自  
治労組合員二四七人で行く、第一陣  
が被災地入りした。①岩手班（八県本  
部・四五人）は宮古市における避難所  
支援や、位牌・アルバム等の整理業務、  
救援物資の仕分け業務など②福島班  
（八県本部・五五人）は中通り地区の  
福島市内方面と、浜通り地区の相馬・  
新地方面に分かれて、避難所支援や位  
牌・アルバム等清掃管理など③宮城北  
部班（二四県本部・一一九人）は気仙  
沼市、石巻市、塩竈市の物資配送セン  
ター支援、避難所支援、離島の再生整  
備、行政事務など④宮城南部班（二県  
本部・二六人）は名取市、岩沼市で罹  
災証明発行のための確認作業や避難所  
支援、物資の配送業務、車両通行証発  
行（四月末現在）業務、給油など――



岩手県内の避難所で物資仕分けをする組合員 ©自治労

に取り組んでいる（四月末現在）。

ただ、復興支援活動は想像を絶する悲惨な災害・事故現場に晒されるだけに、不眠不休の作業や、職責を果たせなかったというストレス、放心状態に陥りやすい。自治労では支援する側のメンタルケアにも充分配慮（必携書「惨事ストレスとメンタルケア」を配備）しながら、まさに組織の総力を挙げた支援に取り組んでいる。

**職能を活かした多様な支援策も**

「自治労復興支援活動計画」では、組合員の職能グループ別に形成している「評議会」ごとに、その専門性を活かしたさまざまな支援活動を展開・検討していく方針も決めている。

上下水道・ガス等の職員でつくる公営企業評議会では、災害発生直後より全国の事業体から多くの職員が被災地の応援に駆け付け、行政と連携しつつ

**産業復興に向け、労使の連携強化を自動車労使**

自動車メーカーでは、四月一五日まで多くの工場で車両組立ラインの停止を余儀なくされていたが、四月一八日の週からほぼ復旧した。トヨタ自動車では四月一八日から国内の全工場で生産活動を再開。日産自動車では、年間三七万六〇〇〇基のエンジンを生産する「いわき工場」（福島県）が操業停止の状態にあったが、四月二〇日現在で生産を再開した。

だが、依然として部品の供給が滞っている影響から、トヨタの国内生産の稼働率は四月二二日現在で「およそ五

応急給水や、下水処理施設の復旧作業等に当たっている。中でも、風評被害で行政支援の初期行動が遅れたいわき市では、自治労の双葉地方広域水道企業団労組（原発より二〇\*圏内で、職員がいわき市など近隣市町村に避難）が、応急給水するなどの救援活動を行った。

他にも、阪神・淡路大震災で、家庭ごみの収集や災害廃棄物の処理等に貢献した「現業評議会」清掃・学校給食等職員で構成）や、看護師・保健師の巡回訪問や介護医療等を行った「衛生医療評議会」（病院関係職員）、さらに障害者の安否・所在確認や日常生活支援、各種手続き支援等を担当した「社会福祉評議会」（介護・障害者支援関係職員）でも、この間の経験の蓄積を活かした支援活動を計画 중이다。

（調査・解析部 渡辺木綿子）

割程度」（豊田章男社長スピーチ）。五月一日に、六月には国内・海外全体として七割程度となる見込みだと発表した。日産は四月二六日、四月度の車両生産見通しについて、「前年実績に対して四〇％強となると見通し」と発表し、五月度は「できるだけ高い操業を計画」、六月度は「部品の供給にあわせた生産レベルとなる見込み」との見通しを示した。

栃木県の研究所をはじめ事業所で天井の落下や壁の崩れの被害にあったホンダは、四月二五日現在の見通しとし

て、国内四輪工場の完成車の生産について「六月末までは五割程度の操業率となる」と発表。年内に正常な生産体制に復帰する見込みであるとの見方を示した。

**輸出台数は前年の七割**

被災の影響は海外との取り引きにも及んだ。日本自動車工業会（自工会）が四月二八日に発表した三月の自動車輸出実績によると、乗用車、トラック、バスのすべてを含めた「四輪車」の輸出台数は前年同月に比べ七三・九％のレベルにとどまり、一五カ月ぶりに前年同月を下回った。

海外では、原発事故の発生後、日本で生産された自動車への放射性物質の影響に対する不安の声が上がり、自工会が四月一八日付で、輸出事に対して放射線測定を開始することを発表するという展開もみられた。

自動車産業の労働組合を束ねる自動車総連では、四月一五日現在で、一人の組合員、四二人の組合員家族を今回の震災で亡くした。不明者も組合員で一人、組合員家族で八八人出ている。自動車総連によれば、亡くなった一人のうち九人は販売の仕事をしていた組合員だという。

自動車総連では、震災直後は「まずは被災者支援に取り組んだ」（総連本部）。総連本部職員も含め、組合員が現地でのボランティア活動も行った。ボランティアに参加した組合員から「物資の運搬やがれきの撤去などでは、軽トラックなど小回りの利く車両のニーズが高い」との報告があったことから、業界ならではの取り組みとして新潟

県中越地震のときと同じように車両の物的支援も予定している。

労使の取り組みでは、四月七日に日本自動車販売協会連合会（自販連）と自動車総連、一三日に日本自動車部品工業会（部工会）と総連、そして一四日には自工会と総連との緊急トップ懇談会がそれぞれ開催された。

自工会と総連との懇談会で、総連側は、産業復興に向けた労使での連携強化などを要望。生産復旧が急がれるなかで、「労働者の健康・安全の確保」を求めた。

これに対し自工会は、東北のサプライヤーとの部品調達の関係は変更する意向はないことを伝達。さらにこれを機に、生産の海外移転や他社発注が行われていることを総連側に説明した。

**自工会、全産業で輪番休日提案**

夏の電力需給対策については、自工会が、ピーク時の電力需要を抑制す



るための独自のアイデアを提起した。当初は、自動車業界内にとどまらず、全産業（ただし、東京電力・東北電力管内）で輪番休日・夏期休暇シフトを実施することを提案。具体的には、業界を七つにグループ分けし、A業界（第一グループ）が月曜日と火曜日、B業界（第二グループ）が火曜日と水曜日、C業界（第三グループ）が水曜日と木曜日などと休日を設定することで、フル稼働をキープしたまま平日のピーク電力を抑制するというアイデアだった。

一方、夏期休暇シフトでは、休暇がお盆休みに集中することを避けるため、学校が夏休みに入る七月二十五日～八月末までの四週間で、業界ごとに輪番で休暇を分散させることを提起した。

自工会の志賀会長は四月二六日の記者会見で、「稼働時間を減らさずに賢くピークを抑制するという輪番休日のコンセプトに理解頂き、複数業界・企業

にも参加頂きたい」と述べ、全産業あがりの実施を促した。

しかしその後、自工会は、自動車各社が七月から九月まで木曜と金曜を工場の休日にする方針を固めた。代わりに土・日曜は操業日とする。

自動車総連は電力需給対策については、「夏期においては、産業別の輪番稼働が望ましい」として、自工会の提案を支持していた。

また、東京電力・東北電力管内に限定せず、自動車産業全体で「足並みをそろえ、極力夏期休暇を含む休日を含め合わせる努力」をすることを要望した。

（調査・解析部 荒川創太）

## 事業者への直接支援に政策要望も 日本港運協会

八戸港から鹿島港まで、東北地方の沿岸域にある港湾は一五。ここに所在する（社）日本港運協会（会員一七六三事業所）傘下の事業者は三六を数える。歴史的にも稀な巨大津波はすべての港湾を飲み込み、とくに仙台塩釜港や小名浜港、宮古港等が壊滅的被害を受けた。こうした港湾で、貨物の荷役（積み卸し）や検数・検量等の作業に従事してきた港湾労働者は約三〇〇〇人。うち一〇人が死亡、五人が安否不明の悲劇に見舞われた。

大津波が引くと、かつての職場には

「阪神・淡路大震災の被害規模（総額二三三億円）とはケタ違いの、根こそぎ何も残っていない惨状」堀江和幸理事・労務部長が広がっていた。水没した防波堤、至るところに亀裂の入った岸壁・ヤード。多段積みになっていたコンテナや木材、ドラム缶等はあちこちに散乱し、湾内に流出し、フォークリフトやショベルローダ等の大型荷役機械も引つ繰り返され、大型船さえ街中に陸揚げされていた。



津波により散乱したコンテナ（仙台・高砂コンテナターミナル）©日港協

### 対策本部を設置し救護物資や支援金も

こうした事態を受け、日港協は地震発生直後に、「東北地方太平洋沖地震対策本部」（本部長 久保昌三会長）を設置した。対策本部では、国土交通省から船舶による救護物資輸送の体制整備要請を受け、荷役作業員や荷役機器の稼働状況を確認・調整するとともに、各被災港へ日港協として独自の救護物資輸送もスタート。現地より要望の多かった生活用品等を第三次まで送り届けた。

さらに、対策本部の設置と同時に決定した二億円の支援金について、使途を賃金補填に限定して各事業主に配分・送金。「たとえ受注がなくても」当面は、雇用調整助成金（中小の場合、休業手当等の八割を助成）と支援金で何とか雇用を維持できる（小島繁夫理事）体制を整えた。

**団交を中断し労使で対策協議会を設置**  
こうしたなか、日港協では三月十七日、カウンタートパートである全国港湾（全国港湾労働組合連合会）港湾労働者の産業別組織）に対し、「中央港湾交渉」の中断を申し入れた。港湾労使は伝統的に、中央で基礎的な制度問題に係る労使協定を締結し、労使関係の安定化に努めてきたが、震災発生時は折しも春闘交渉のヤマ場に重なっていたからだ。

そのうえで、日港協と全国港湾は「中央労使災害対策協議会」を設置。被災状況の把握や行政への申し入れ、雇用・就労の確保に向けた事業の受入れなど、労使共通の課題を整理し、今後の対応に全力をあげることで一致した。

### 雇用維持のため荷役作業員派遣も視野

四月上旬段階で、東北地方の沿岸域に所在するすべての港湾で岸壁が使用でき、二八事業者・労働者一四四〇人程度が稼働可能な状態まで回復した。だが、各港湾では救護物資や仮設建材の輸送等に地元業者が活用され、一息ついているところもあるものの、大幅な仕事の減少は避けられず、港湾労働者の多くは自宅待機や一時休業、瓦礫除去作業を続けているのが現状だ。

それだけに、雇用維持・就労機会の確保に向け、今後は「各地区港湾への派遣も考えていかなければならない。その受け入れ体制をどうするか、当面一～二カ月で労使で集中して検討する必要がある」（堀江氏）。被災地域に入港予定だった貨物が振り分けられた八戸港等には既に二〇人程度の派遣実績も出始めており、「東北同様『バルク船



仙台港で被災地業者の要望をきく久保会長ら © 日港協

荷役』に強みを持つ日本海側の港湾は、既に受け入れ意志を示してくれている(同)。だが、『コンテナ船荷役』がメーンの六大港では、必要資格等も異なるなど課題は多い。

**早期復旧求め政策要望に注力**

やはり一刻も早い復旧が必要——。日港協では被災事業者の直接支援に向け、「東日本大震災復興対策基金」を設置した。また、荷役機器の購入や物流施設の建設等を行う際、(財)港湾近代化促進協議会を通じ助成を受けられる体制も整えた。だが、海・陸物流の結節点で営む港湾運送事業には、岸壁は国、ヤードや大型機械は県市等、周辺施設は荷主や港湾事業者等の所有という縦割りの分担が存在するため、足並みを揃えなければならぬ。

日港協では四月六日、政府・与党と海事振興連盟に対し、政策要望を申し

入れた。「港湾施設の復旧に係る国庫負担の拡充等」港湾地域の瓦礫撤去への国費投入等」をはじめ、被災した港湾運送事業者等への支援として、「復旧・復興を促すための税財政措置の創設」(①法人税等や荷役機械・上屋等の固定資産税・登録免許税等に係る税制特別措置②事業者等が公的金融機関から借り入れる運転資金・設備整備資金の返済期限の延長等)や、「港湾労働者の雇用を維持する事業者等に対する賃金助成や港湾労働法等法令の弾力的運用」(①雇調金助成率の引上げや助成対象の拡大(出向先への助成も可能に)及び支給限度日数の延長等②主要港等の事業主等が被災地の港湾労働者を受け入れる際の港湾労働法や雇用関係法令等の規制緩和・港湾労働者証の早期発行)——などを求めた。

そのうえで現在、気掛かりなのは荷主の動向だ。「阪神・淡路大震災に伴い、神戸港の貨物取扱量は世界第四位から四三位まで転落した。売り手と買い手があればどこでも成り立つ、受動産業ならではの弱みがある。東北地方にあった産業が、移転することなくそのまま残ってくれることが復興の近道。そのためにも、放射能汚染を危惧した寄港敬遠問題や、冷凍貨物が扱えなくなる計画停電問題を、深刻化させてはならない」(小島氏)。

日港協の政策要望には、風評被害対策(放射線量の継続的測定と正確な情報提供等)や、計画停電対策(東北・東京電力管内各港のコンテナ埠頭等を引き続き対象外)にも盛り込まれている。

**(調査・解析部 渡辺木綿子)**

**生活インフラとしての小売復興を**

**JSD**

百貨店やスーパー等の加盟組合でつくる、サービス・流通連合(約二二万人)。被災地域には、地元密着型の全中合労組やさくら野労組(青森)、川徳労組(岩手)、藤崎労組やエマルシエさくら野労組(宮城)、うすい百貨店労組(福島)等のほか、全国的に店舗展開している三越伊勢丹グループ労組やSEIYUグループ労連など、計一八組織・組合員約一万人を擁する。

現在判明している限りでも、今回の地震・津波に伴う死亡は一人・行方不明は二人にのぼり、店舗閉鎖は六件、事業所・周辺施設、商品等の損壊は数百件に及ぶとみられる。中でも、大船渡に本社を持ち、陸前高田や釜石など岩手県沿岸域を中心に一六店舗を展開する、地元スーパー(株)マイヤ(従業員約一一五〇人)の被害が甚大だった。

**マイヤ労組にみる現地復旧の取り組み**

震災当日、マイヤ労組は大船渡の高台にある施設で、創業以来の最高益に對する春闘方針の議論の真っ最中だった。警報が鳴り、会場から職場や住まいを見下ろすと、津波がすべてを押し流していく光景を目の当たりにした。本店を含む六店と、惣菜加工センターの計七事業所が壊滅。会社側から、これら事業所の従業員約四五〇人(正社員五〇人、パート社員四〇〇人)の雇用を維持できないとの申し入れがあった。労使協議の結果、正社員は(雇用

調整助成金を活用した)休業、パート社員のうち約二八〇人は(再興時の優先雇用を約束しつつ)離職(残りは再配置等)という、苦渋の決断となった。店舗は瓦礫のヤマと化し、原型を留めない自動車の残骸が駐車場のあちこちに転がる中にあっても、(株)マイヤの社員は震災直後から、停電している店内より在庫を屋外に出し、コートで寒さを防ぎながら営業を再開した。「商品供給が滞ることから来る、住民の不安を少しでも軽減したい」との思いで順次、避難所に向かっている出張販売や、テントを活用した臨時販売等を進め、地域の商品供給拠点になった。

一方、JSD本部は震災発生直後に「災害対策チーム」(対策本部長 吉岡敦士・副会長)を設置。組合員の安否確認や事業所など被災状況の把握に努めるとともに、早々に義援金の交付や共済の特例的給付を決定したが、それでも道路寸断やガソリン不足の影響で、救援物資を輸送しつつマイヤ労使を直接、訪問できたのは四月六日になってからだった。そこには、自宅を流された米谷社長と大町委員長が仮設店舗の契約に奔走している姿があった。「小売」という重要なライフラインを担う使命感(石黒生子・事務局次長)が滲んでいた。

**大店法の特例などを政策要望**

震災から二カ月を経て、復興は地元



建屋の被害の少なかった復興した大船渡センター店で品出しする組合員 ©JSD

るが足枷もある。例えば、大型店の進出と地域社会の融和を図るため、その可否を慎重に判断するという大規模小売店舗立地法。平常時には有効に機能する規制が、異常事態では大きな障害にもなる。「倒壊した店舗を建て直す」とする時、まったく同じ場所に復元するならば難しい手続きは必要ないが、瓦礫が散乱していない近隣など、エリアを跨いで設置しようとするゼロクリアベースでの新規申請が求められる(石黒氏)からだ。

また、例えば資本金一億円・従業員五〇人未満という中小企業の定義も足枷の一つ。「中小企業に該当すれば、残った鉄骨の解体費用は行政が持つてくれるが、パートを含めればすぐ一〇〇人規模になってしまう小売業では、中小企業でも大企業と判断され自己負

担を余儀なくされる。(株)マイヤのケースでも鉄筋の解体に億単位の負担を要し、再建に立ちあはだかつている(吉岡氏)。

JSDでは、「小売こそ医療や福祉と並ぶ重要な生活インフラであり、復興のまちづくりには欠かせない」という認識に立って対応して欲しい」と連合等を通じて、地元の声を代弁しながら政策要望に取り組んでいる。

**計画停電回避のため業界に節電要請**

一方、小売業は今回の震災で、計画停電による営業への支障と、危機意識の高まりや被害者配慮からの消費自粛(過度の買い控え)という、深刻な二次被害にも見舞われた。

JSDでは加盟組合に対し、その影響についてヒアリングを実施。①正社員・月給制契約社員のシフト調整は、労使の事前確認を伴いながら行っているが、育児中の短時間等は実質的に勤務を確保できず有休等を充当しているケースもある②パート社員の通勤時間を考慮した、就業時間の調整はかなりの負担となっている③計画停電による休業は基本的には補償対象とならないため企業側の負担となっている——といった課題を把握した。

また、併せて①レジ締め・立上げや顧客の安全を考えた誘導で、計画停電の時間帯以上に時間(事前・事後一・二時間程度)を要する②生活者の立場からも不確定要素が多いため、日々の生活の不便とともに生活物資の買い溜め行動や風評等を誘発している③冷凍・冷蔵商品や鮮魚・野菜等生ものの品質保持も含め、商品供給に多大な支

障をきたしている④復旧後、勝手に電源が入り火災になってしまう機材もあり、再度出勤して確認しなければならぬ——など、さまざまな方面に及ぶ影響も収集。その結果、時間帯ごとの計画停電は非効率であり、むしろその回避に向け業界がリーダーシップを発揮し、自主規制による節電を積極的に奨励する必要がある」と結論づけ、UIゼンセン同盟との連名で四月一日と一四日、経営者団体(チェーンストア協会及びスーパーマーケット協会)に協力を要請するなどした。

今後、夏場に向け深刻化するとみられる電力不足。削減ノルマの達成に向けては、企業各社の努力に加え、経営者団体による調整が欠かせない。例えば、ビールやペットボトルなど生鮮食品以外にも、顧客の利便性のために冷やして販売してきた、これまでのサービスのあり方の見直しの必要もでてくるが、それには業界主導で消費者の意識改革を促すような取り組みが有効だろう。とはいえ、いずれも売上高の減少ひいては雇用・労働問題に直結しかねない。JSDでは「節電に協力する企業だけが割を食う結果にならないよう、業界で足並みを揃えた対応を求めている」と話している。

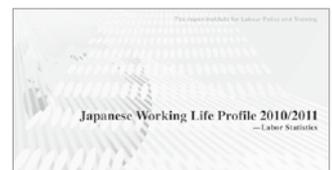
(調査・解析部 渡辺木綿子)

# Japanese Working Life Profile 2010/2011

## —Labor Statistics

学校卒業から職業生活の終わりまで、日本の労働者の生活をわかりやすく提示した英文統計集。すべて公的な統計を使用し、労働市場、賃金、労働時間、労使関係、社会保障などを網羅しています。(主な項目は日本語訳付き)

- |          |             |                      |             |
|----------|-------------|----------------------|-------------|
| contents | I. 国民経済の状況  | II. 人口・労働力           | III. 雇用     |
|          | IV. 労働移動・失業 | V. 労働条件(賃金・労働時間・その他) | VI. 教育・能力開発 |
|          | VII. 労使関係   | VIII. 勤労者生活          | IX. 社会保障    |



労働政策研究・研修機構[編] 92頁 2010年10月刊 ISBN978-4-538-75010-1

定価: 1,050円(税込)

(ご注文・お問い合わせ先) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT) 成果普及課  
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23 Tel: 03(5903)6263 Fax: 03(5903)6115 E-mail: book@jil.go.jp